

須賀川市SDGs宣言パートナー制度の手引き

1 対象者について

下記の（１）～（４）までの全ての要件を満たす事業者等を対象とします。

- （１）市内に本店、支店又は営業所等を有する企業、団体、個人事業主、教育機関等であること。
- （２）反社会勢力及び公序良俗に反する団体等でないこと。
- （３）市内に活動拠点があること。
 - ア 宣言書に記載されているSDGsの取組が市内で行われていること。ただし、取組の全てが市内で行われている必要はない。
- （４）本制度の目的に賛同し、SDGsの達成に向け具体的な取組みを行っている、又はこれから行おうと考えている企業・団体等であること。
 - ア 保育園や幼稚園等、小学校から高校までは園・学校単位での宣言とする。
 - イ 市内に複数の支店や営業所を有する企業等においては、支店ごとの宣言も可能とする。

2 宣言方法

下記いずれかの方法で事務局あて宣言書をご提出ください。

- （１）市ホームページから須賀川市SDGs宣言書（Excelファイル）をダウンロードし、必要事項を記入のうえ事務局あてメールで提出。
- （２）市ホームページ内申請ページからのオンライン申請

3 認定証の交付

事務局にて宣言書の内容を確認し、認定が決定次第、認定証を交付します。

※認定証は宣言書に記載された住所・所在地へ郵送でお送りします。

※宣言書の提出から認定証の交付までは2週間程度かかります。

4 宣言書の公表

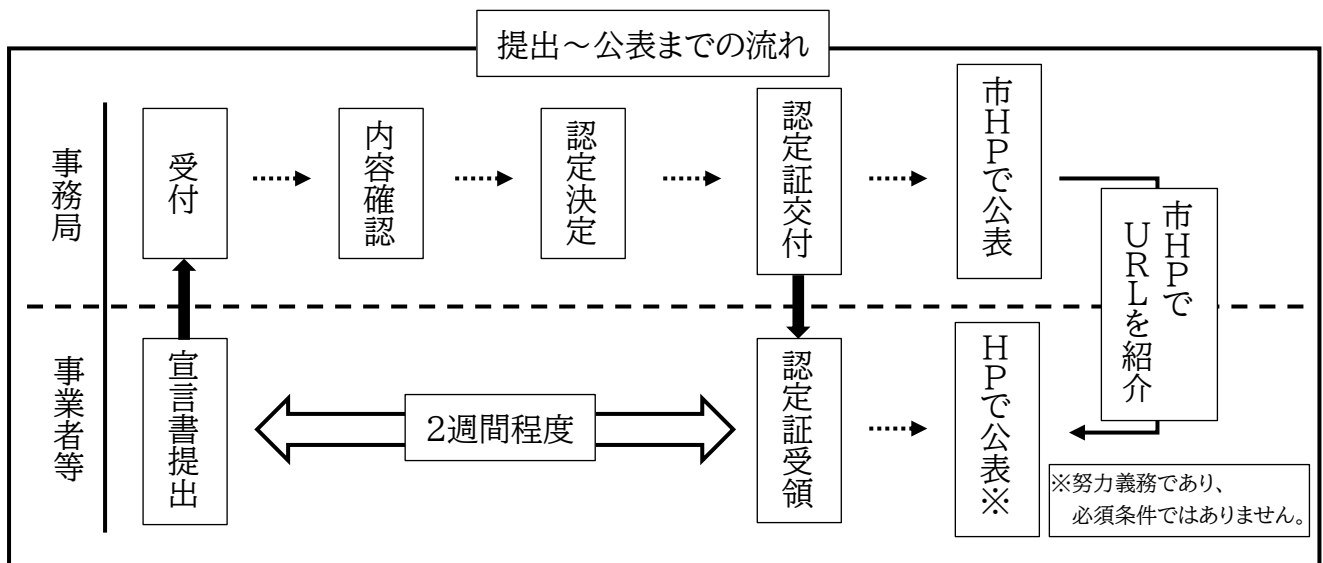
提出された宣言書の内容は、市ホームページや市の運営するSNSで公表させていただきます。また、各企業・団体等においても、取組内容等についてホームページ等での公表に努めてください。

5 宣言として不適切なもの

提出いただいた内容について、次のいずれかに該当する場合には、宣言として不適切とみなし、認定の対象としません。

- (1) SDGsの達成に向けた取組みでないもの
- (2) 特定企業等の広告を主目的としたもの
- (3) 第三者の権利（個人情報・著作権・肖像権など）を侵害する内容が含まれるもの
- (4) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 政治性のあるもの
- (7) 宗教性のあるもの
- (8) 当該内容を市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (10) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から適切でないもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、掲載する内容として妥当でないと認められるもの

6 手続きの流れ



7 問い合わせ先

須賀川市 企画政策部 企画政策課
〒962-8601 須賀川市八幡町 135 番地
TEL：0248-88-9131 / FAX：0248-75-2978
E-mail：kikaku@city.sukagawa.fukushima.jp



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

須賀川市は、持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。